



市役所代表 ☎042-464-1311 (平日午前8時30分～午後5時)

●発行/西東京市 ●編集/秘書広報課 ●配布/シルバー人材センター ☎042-428-0787 (不配のお問い合わせ※)

詳細はホームページで

西東京市Web

検索



7/1 令和3年(2021年)7月1日号

No. 507

広報

西東京



接種無料

新型コロナワクチン接種のお知らせ

※接種はご本人の同意に基づきます。

65歳以上の方の予約受付中

次の方の予約を開始します (すべて市内在住の方)

集団接種

- 西東京市役所田無庁舎
- エコプラザ西東京
- (仮称)第10中学校 ※7月まで (新ひばりが丘中学校) (ひばりが丘3-2-42)

市内5病院

- 佐々総合病院 ●田無病院
- 武蔵野徳洲会病院
- 西東京中央総合病院
- 保谷厚生病院

診療所・クリニック (かかりつけ医)

かかりつけ医で、予約・接種が可能な場合があります。

【予約方法】
診療所・クリニックへ随時ご相談ください。

対象機関



専用HP

- ①基礎疾患を有する方、
高齢者・障害者施設*などの従事者
*介護保険・障害福祉サービスなどの事業所および生活保護法、社会福祉法などによる施設などの従事者。
- ②市内の保育園・幼稚園の従事者(市独自)
- ③60～64歳の方(昭和32年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた方)

7月5日(月)午前8時30分から予約開始

7月15日(木)午前8時30分から予約開始

※(仮称)第10中学校での接種は、7月で終了するため予約できません。

集団接種・市内5病院の予約方法



クーポン券(接種券)が必要です。接種会場では予約できません。

電話で予約 ☎03-5369-3904 (通話料有料)
時(月)～(土)午前8時30分～午後7時 ※(祝・休)を除く

インターネットで予約 24時間受付

スマートフォンパソコンからアクセス ▶ <https://jump.mrso.jp/132292/>



接種会場で2回目接種の予約

2回目は3週間後の●同じ曜日 ●同時刻 ●同会場で接種となります。ご予約を空けておいてください。

予約手順の操作が分からない方 集団接種・市内5病院の予約サポート窓口の開設

□窓口の開設 ※予約枠がなくなり次第終了します。

時 午前8時30分～午後3時

- 7月5日(月)・6日(火) / 対65歳以上の方、上記①・②の方
- 7月15日(木)・16日(金) / 対65歳以上の方、上記①・②・③の方

場 ●田無庁舎2階 ●防災・保谷保健福祉総合センター4階

持 クーポン券(接種券)

※予約方法は自宅での方法と同じです。優先的に予約できるものではありません。
※混雑状況により、整理券を配布する場合があります。

接種当日の持ち物(3点)

お願い 肩がすぐに出せるような服装でお越しください。

①クーポン券(接種券)

切り離したり、シールをはがしたりせずに、そのままお持ちください。

②予診票(事前記入)

③本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)

※市内5病院や診療所・クリニックで接種をする場合は、健康保険証をご持参ください。

〈処方されている薬がある方へ〉

お薬手帳をご持参ください。

〈高齢者・障害者施設従事者の方へ〉

施設が発行した証明書が必要となります。



国などが運営する大規模接種会場もご利用ください。



〈西東京市の今後のスケジュールなど〉(予定)

※ワクチン供給量などにより、接種時期が変更となる場合があります。

接種順位	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
高齢者の方 (昭和32年4月1日までに生まれた方)	4月19日 発送	85歳以上 予約:5月11日	75歳以上 予約:5月20日	65歳以上 予約:6月3日	予約・接種受付中	
高齢者以外で基礎疾患を有する方 高齢者・障害者施設等の従事者				6月23日 接種券 発送	予約:7月5日(月)(集団接種・市内5病院)	
市内の保育園・幼稚園の従事者(市独自)					予約:7月15日(木)(集団接種・市内5病院)	
60～64歳の方(昭和32年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた方)						
16～59歳の方(昭和37年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)						

※12～15歳の方(平成18年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方)は、7月7日(火)にクーポン券(接種券)を発送します。7月以降に12歳になる方には、誕生月の下旬に発送します。

基礎疾患を有する方の範囲

転入された方へ

クーポン券(接種券)をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

(1) 次の病気や状態の方で通院または入院している方 ※診断書は必要ありません。予診票に記載してください。

- 慢性の呼吸器の病気 ●慢性の心臓病(高血圧を含む) ●慢性の腎臓病 ●慢性の肝臓病(肝硬変など)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ●血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む) ●ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ●神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など) ●染色体異常
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ●睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方 ●BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

西東京市新型コロナワクチンコールセンター

☎03-5369-3904 (通話料有料)
☎042-439-6171 (聴覚に障害のある方)
時(月)～(土)午前8時30分～午後7時
※(祝・休)を除く

新型コロナワクチン接種に関する専用HP

〈西東京市新型コロナワクチン掲示板〉

新型コロナワクチン接種に関する情報をお知らせしています。



西東京市新型コロナワクチン相談窓口

内 クーポン券(接種券)再発行・ワクチン接種に関するお問い合わせ・その他お困りごと
場 田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター4階

市からの連絡帳

7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎042-460-9831

税・年金

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 7月10日(土)・11日(日)
午前9時～午後4時
場 田無庁舎
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
※電話または窓口で相談可
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎042-460-9832
▶保険年金課 ☎042-460-9824

家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。
対 令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築・増改築などをした家屋
□調査内容
家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。
※職員は事前の検温、マスク着用などを行い、徴税吏員証などを携帯して伺います。
□調査日時
家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。
▶資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。
□要件 ●[長期優良住宅の普及の促進に関する法律]に規定する認定長期優良住宅 ●令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和4年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出
□減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
申 市職員による家屋調査の際に、認

定長期優良住宅であることをお申し出ください。
▶資産税課 ☎042-460-9830
国民年金保険料納付案内業務の民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内、免除申請、その他口座振替などの案内を民間事業者へ委託しています。
□委託業者
(株)アイヴィジット・東洋紙業共同企業体(令和3年5月から)
※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。
※委託業者は、現金や年金手帳・通帳などを預かることはしません。また、ATM操作を指示して振り込みをお願いすることもありません。不審な点がありましたら、問へご連絡ください。
問 日本年金機構 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

届け出・保険

国民健康保険加入者の出産育児一時金・葬祭費の支給

□出産育児一時金の支給
国保加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。 ※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。
持 ●保険証 ●世帯主名義の口座情報 ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイナンバーの分かる書類
□葬祭費の支給
国保加入者が死亡し、葬祭を行った場合に喪主の方に一律5万円が支給されます。
□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報 ●会葬礼状または葬儀の領収書(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
▶保険年金課 ☎042-460-9821

後期高齢者医療制度加入者の葬祭費支給

後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の助成を行っています。
対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報 ●会葬礼状または葬儀の領収書(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。
□助成金額 5万円
□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間
※申請後、2カ月程度で振り込みます。

決定通知は申請者(喪主)へ郵送します。
※詳細はいきいきネットHPをご覧ください。
▶保険年金課 ☎042-460-9823

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。
□7月1日(休)から令和3年度(8月～令和4年7月)の受付開始 ※世帯全員が住民税非課税などの要件があるため、事前にお問い合わせください。
持 ①介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書 ②収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付) ③資産および扶養の有無に関する申告書
▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

福祉

介護保険負担割合証を送付します

介護サービスの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(土)です。対象者には、更新した負担割合証を送付します(申請は不要)。介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスをお使いの際に担当のケアマネジャーやサービス事業者へ提示してください。
※新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、内容により、後日負担割合が変わる場合があります。
□発送日 7月中旬
□対象者 要介護・要支援認定をお持ちの方(総合事業の事業対象者を含む)
▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

「介護保険と高齢者福祉の手引き」(改訂版)を7月上旬から全戸配布

4月からの介護報酬改定を踏まえ、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載しています。
□7月12日(月)から下記でも配布
高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所・各地域包括支援センター
▶高齢者支援課 ☎042-420-2816

入院期間中の紙おむつ代の助成申請

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者の方などに助成を行います。
□対象期間 3月1日～6月30日入院分
□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)
□対象者 次の全てに該当する方
①入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている
②40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている
③紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
④入院期間中に生活保護を受給していない
□次のいずれかで申請
●持参 7月12日(月)～30日(金)に下記へ ※(土)・(日)・(祝)を除く
場 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、

防災・保谷保健福祉総合センター1階)
●郵送 7月12日(月)～31日(土)(消印有効)に〒188-8666市役所高齢者支援課へ
□必要なもの
①紙おむつ助成金交付申請書
②紙おむつ助成金振込口座依頼書
③介護保険被保険者証のコピー
④振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)
⑤認め印(来庁時のみ)
⑥病院が発行した領収書のコピー ※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは不可です。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要になります。
□申請書など 市HP
※今回の申請受付は、7～10月入院分を11月に予定しています。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

介護職員初任者研修課程の受講料を助成

介護人材の育成・質の高い介護保険サービスの提供を目的として、介護職員初任者研修課程の受講料を助成します。
□助成対象 研修に係る受講料・教材費など(上限額5万円まで)
□対象者 4月1日以後に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方
●在住で、市内の介護サービス事業所に介護職員として就業する見込みがある
●市内の介護サービス事業所に従事している介護職員
申 令和4年3月31日(休)までに「介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて〒188-8666市役所高齢者支援課へ郵送または持参(田無第二庁舎1階)
※詳細はHPまたは下記へ
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

教育

受験生チャレンジ支援貸付事業

内 学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。
□受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など 20万円
□受験料貸付限度額 ●中学3年生など 2万7,400円 ●高校3年生など 8万円
対 在住世帯の生計の中心者
※貸付には条件があります。
□窓口開設日 ●7～10月:(月)・(水)・(金) ●11～翌3月:(月)～(金)
※(祝)・(休)を除く
※詳細はお問い合わせください。
問 西東京市社会福祉協議会 ☎042-497-5073
▶地域共生課 ☎042-420-2808

暮らし

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。
時/場 7月10日(土)午前9時30分～午後0時30分/柳沢公民館

対市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定8人(申込順) ※1人35分程度
申7月7日(水)までに、電話で下記へ
相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

雨水浸透施設などの助成制度

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するため、宅地内に雨水浸透施設などを設置する際の設置費用の一部(上限額15万円)を助成します。
対市内にある個人所有の住宅
実施期間 12月28日(火)まで(予定)
※詳細は市HP・下記へ
▶下水道課 ☎ 042-438-4059

地区計画等の変更案の縦覧

東大生態調和農学機構周辺地区地区計画の変更案を作成しました。これに対し、市内在住者および利害関係人は、意見書を提出することができます。
縦覧期間 7月1日(水)～15日(木)
縦覧場所 都市計画課(保谷東分庁舎)
意見書の提出 提出者の住所・氏名・地区との関係を明記のうえ、表題を「地区計画等(案)についての意見書」とし、縦覧期間中(必着)に、〒202-8555 市役所都市計画課へ郵送・ファクス・メールまたは持参(保谷東分庁舎)
オープンハウス説明会
時①7月3日(土)午後1時30分～4時30分
②8日(木)午後3時～7時30分
③9日(金)午後1時30分～4時30分
場①・③いこいの森公園 ②緑町市民集会所
▶都市計画課 ☎ 042-438-4050
☎ 042-439-3025
✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

募集

市職員(令和3年10月1日付採用)

試験区分 一般事務I類(経験者)
試験案内 7月9日(金)まで職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布
申7月9日(金)午後5時まで

※詳細は市HP・試験案内で必ずご確認ください。
▶職員課 ☎ 042-460-9813

保育園保育推進員

募集人数 19人程度
勤務地 市内公立保育園
任用期間 8月1日(日)～令和4年3月31日(木)
報酬(時給) ●有資格者1,440円
●無資格者1,390円
応募資格 保育士資格
※無資格者も可
▶保育課 ☎ 042-460-9842

令和3年度小規模保育事業者

保育所などへの入所待機児童解消を図るため、児童福祉法の規定により市が認可する小規模保育事業を実施する施設を設置・運営する事業者を募集します。
募集期間 7月1日(水)～26日(月)(必着)
募集要領など 7月1日(水)より市HPで公開
申上記募集期間に必要な書類を市役所保育課(田無第二庁舎2階)へ持参
※詳細は市HPをご覧ください。
▶保育課 ☎ 042-497-4926

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告

市民が家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。
募集内容
掲載対象 可燃・不燃ごみ兼用袋
掲載位置 指定収集袋の表面下部に1色で印刷
掲載枠・**掲**載料 1枚につき2枠の広告を掲載
中袋(20ℓ)：縦130mm×横120mm…70,000円
大袋(40ℓ)：縦180mm×横170mm…10万円
掲載枚数 各袋とも50万枚(販売が完了した時点で掲載終了)
掲 載 12月(予定)
申7月1日(水)～15日(木)に、申込書・会社概要など会社の業種が分かる書類・広告案を下記へ持参(エコプラザ西東京)

※詳細は、市HP・下記へ
▶ごみ減量推進課 ☎ 042-438-4043

公共施設の再編ディスカッション

多くの公共施設で老朽化が進み、厳しい財政状況の中での更新への対応が課題となっています。
市民サービスを低下させることなく必要な公共施設を次世代に引き継ぐためご意見をお聞かせください。
時／**場**
●7月18日(日)午前10時～正午／田無第二庁舎4階
●19日(月)午後7時～9時／防災・保谷保健福祉総合センター6階
内公共施設等の現状と課題を知ろう・公共施設のサービスを考えよう
対在任・在勤・在学の方
定各回30人程度(申込順)
※空きがある場合は当日参加可
申7月15日(木)午後5時までに、電話またはメールで参加希望日・住所・氏名・年齢・電話番号を下記へ
※市HPで資料の説明動画を配信します(7月中旬配信予定)。当日参加できない方もご意見をお寄せください。
▶公共施設マネジメント課 ☎ 042-420-2800
✉manage@city.nishitokyo.lg.jp

東京都下水道局 排水設備工事責任技術者資格試験

時10月3日(日)午前10時～正午
場青山学院大学青山キャンパス9号館(渋谷区渋谷4-4-25)
受験手数料 6,000円
申込書配布 7月30日(金)まで下水道課(保谷東分庁舎)で配布
申込期間 7月1日(水)～30日(金)(消印有効)
▶下水道課 ☎ 042-438-4060

etc その他 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
※匿名希望 様(書籍)
※東京レインボーズ 長友達也 様(バッド・ヘルメットスタンド)
※鎌田忠詞 様(文具・雑貨・マスク)
※山田洋治商店 様(トイレトーパー)
▶総務課 ☎ 042-460-9810
※匿名(7,459円)
▶秘書広報課 ☎ 042-460-9803

パブリックコメント [検討結果]

寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市HPでご覧になれます。

事案名 西東京市地域防災計画		▶危機管理課 ☎ 042-438-4010
【公表日】 7月1日(水)	【募集期間】 4月23日～5月24日	【意見件数】 28件(4人)
お寄せいただいた主な意見		検討結果
災害対策基本法の一部改正(令和3年5月20日施行)により、避難情報の見直しが行われた。風水害編87ページのほか、「用語の説明」および風水害編89ページには改正前の避難情報の記載があり、法改正が本地域防災計画修正作業と時期が被っていたが、この点の訂正は実施された上での公表となるという認識で良いか。		令和3年5月20日に施行された災害対策基本法に基づき、修正いたします。

無料市民相談

■一般市民相談	
場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分
専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

申込開始 7月5日(月) 午前8時30分(★印は、6月18日から受付中)
申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話
※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
問市民相談室 ☎ 042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	7月15日(木) 午前9時～正午
		7月13日(火)・20日(火)・21日(水) 午後1時30分～4時30分
交通事故相談	電話・対面	★7月1日(水) 午後1時30分～4時 7月27日(火) 午前9時～11時30分
税務相談	電話・対面	7月16日(金)・27日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	電話・対面	★7月8日(木) 午後1時30分～4時30分
		★7月30日(金) 午前9時～正午
登記相談	電話	★7月7日(水) 午前9時～正午
		★7月15日(木) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	電話・対面	★7月15日(木) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	電話・対面	★8月16日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	電話	★7月14日(水) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	電話・対面	★7月9日(金)、8月13日(金) 午後1時30分～4時30分

傍聴) マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

審議会など

■図書館協議会
時7月7日(水)午前10時～正午
場谷戸図書館
内／**定**図書館事業計画^ほか／3人
▶中央図書館 ☎ 042-465-0823

■男女平等推進センター企画運営委員会
時7月7日(水)午後7時
場住吉会館ルピナス
内／**定**男女平等参画推進事業^ほか／3人
▶協働コミュニティ課 ☎ 042-439-0075

■学校給食運営審議会
時7月13日(火)午後2時30分～

場住吉会館ルピナス
内／**定**報告事項、中学校給食アンケートについて／5人まで
▶学務課 ☎ 042-420-2825

■建築審査会
時7月15日(木)午後2時
場保谷東分庁舎
内／**定**建築基準法に基づく同意／3人
▶建築指導課 ☎ 042-438-4026

■下水道審議会
時7月15日(木)午後2時
場保谷東分庁舎
内／**定**下水道事業／3人
▶下水道課 ☎ 042-438-4058

<お詫びして訂正します>
6月15日号4面「国民年金保険料 納付免除・納付猶予の申請」について、免除が承認された場合の納付する保険料に一部誤りがありました。正しくは次のとおりです。【正】半額免除 …8,310円(月額 保険料)

クールチョイス 「COOL CHOICE」宣言

～CO₂ CO₂ 削減、みんなで一緒に「クールチョイス」～

❖当市では、6月24日に改めて「クールチョイス」宣言を行いました。


西東京市では、脱炭素社会への転換を目指すため、フードドライブ、環境教育、LED照明器具への買替助成、ライフスタイルの転換など、市長を先頭に職員全員体制で、一丸となって「クールチョイス」の取組を進めております。

本年度から、次世代を担う「子どもが『ど真ん中』にあるまちづくり」の実現に向けて、より環境施策に力を入れてまいります。

地球温暖化対策のため、これからの西東京市、そして未来の地球のために、市民、事業者の皆様にも、クールチョイスの提案や、支援を行い、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

西東京市長 池澤 隆史

❖クールチョイスとは
CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のため、温暖化対策に資するあらゆる行動を促す国民運動です。

●COOL CHOICE
ご賛同登録はこちら→ 

❖市が取り組む「COOL CHOICE」

- マイバッグ・マイボトルの利用で使い捨てプラスチックの削減
- 冷暖房の使用を抑え、衣類などで温度調整をするウォームビズ、クールビズの実践
- 公共交通機関や自転車での移動
- エレベーターの利用を控え、階段の利用
- ノー残業デーの実施[※]

▶環境保全課 ☎042-438-4042

フードドライブにご協力ください


フードドライブは、ご家庭に保管されたままの食品を提供いただき、食材として有効活用する取組です。

お持ちいただいた食品は、西東京市社会福祉法人連絡会を通じて市内の子ども食堂や中学校放課後カフェ、食の支援が必要な方にお配りします。

□受付期間 7月5日(月)～15日(木)
※(土)・(日)を除く

□受付時間 午前8時30分～午後5時

□受付場所 ●田無庁舎2階 ●防災・保谷保健福祉総合センター1階 ●エコプラザ西東京 ●その他市内の社会福祉法人事務所

※受付場所や期間などの詳細は右記QRコードから 

☎西東京市社会福祉法人連絡会事務局 ☎042-497-5180

▶環境保全課 ☎042-438-4042

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

介護保険被保険者の皆様には大変なご迷惑、ご負担をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

▶高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル
☎042-420-2867 時 平日午前8時30分～午後5時

本市の事務処理の誤りにより昨年8月の年金から一部天引き(特別徴収)できなかった介護保険料については、令和2年度第7期分として対象者の方に納付書による納付(普通徴収)のお願いをしておりましたが、本年5月末時点で納付が確認できなかった方の保険料につきましては、本年8月支給の年金から特別徴収させていただきます。

対象の方につきましては、本年7月中旬に送付予定の令和3年度介護保険料納入通知書に同封する「介護保険料徴収方法変更通知書兼仮徴収額変更通知書」で、本年8月の年金から天引きする額などをお知らせいたします。

❖引き続き介護保険料が特別徴収となる方へ

上記のとおり、本年8月の年金から天引きいたしますので、令和2年度第7期分の納付書での納付はなさらないでください。行き違いでご納付いただいた場合は、年金からの特別徴収の結果を確認したうえで還付いたします。

「還付金」詐欺・「振り込め」詐欺にご注意ください

★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。

★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

道路へ張り出した倒木、枝・雑草の伐採にご協力を

私有地から道路や歩道へ張り出し、通行の支障になっている倒木や枝について、これらが原因で事故が発生した際に、樹木の所有者の責任が問われる場合があります。特に、強風や大雨時の前後は樹木の伐採などをお願いします。また、雑草についても、同様に管理をお願いします。

□作業時の注意点
電線や電話線のある場所での作業は危険を伴いますので、事前に東京電力パワーグリッド(株)またはNTT東日本に連絡し、周囲の安全と作業中の事故に注意し作業してください。

▶道路課 ☎042-438-4055

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

❖児童扶養手当

☑ 次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日[※](一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生[※]

※詳細はお問い合わせください。

□支給制限
次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 児童が請求者以外の父または母と生計同一
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者[※]を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない

※単身の異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□手当の支給月
申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

□支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160	4万3,150 ～1万180
2人目加算額	1万190	1万180 ～5,100
3人目以降加算額(1人につき)	6,110	6,100 ～3,060

❖特別児童扶養手当

☑ 20歳未満の中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者

※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。

□支給制限
児童が福祉施設などに入所している場合や児童が障害年金などを受給している場合は該当しません。

□手当の支給月
申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分

□支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,500	3万4,970

❖各手当共通

□所得制限
請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意
手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやその他の不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和3年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
(令和2年1月1日～12月31日の所得、児童扶養手当:令和3年11月～令和4年10月分、特別児童扶養手当:令和3年8月～令和4年7月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人		本人	配偶者・扶養義務者	
	全部支給	一部支給	孤児などの養育・配偶者・扶養義務者		
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族 15万		老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族 25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})
			老人扶養10万	老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	本人(父または母)	本人(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
ひとり親控除	0	35万	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料の通知をお送りします

国民健康保険料

令和3年度の国民健康保険料納入通知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付します。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を

受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方 7月から翌年

座振替での納付の方

明るい黄緑色の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほ

※該当しない方は、納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和3年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

令和2年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。納期限は、8月2日(月)の1回のみですので、令和3年度の保険料と併せて納付して

か、ペイジーによる納付が可能です。※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。※口座振替依頼書は同封していません。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を

次の条件全てに該当する方

- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方 11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 ☎042-460-9822

ください。

□制度について…

- 東京いきいきネット HP
- 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519

※PHS・IP電話 ☎03-3222-4496

※平日午前9時～午後5時

▶保険年金課 ☎042-460-9823

□シルバークラスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバークラス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管しておいてください。なお、**納入通知書は再発行できません**のでご注意ください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和3年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。

令和3年度も、国の保険料軽減措置の強化により、第1段階から第3段階までの方の保険料をさらに引き下げます。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口

共通事項

- 口座振替をご希望の方 □口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
- 納付が困難な方はご相談ください。新型コロナウイルス感染症の影響に

より収入が減少した方は保険料の減免に該当する可能性があります。詳細は上記各課までお問い合わせください。

- 保険料の控除 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

□共通 新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、新しい申告が反映されずに負担割合の判定がされている場合があります。申告内容の確認ができ次第、新しい負担割合の高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

※70～74歳の国民健康保険被保険者

◆負担割合の判定基準

□2割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同一世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により2割負担となります。※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 ☎042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方には、7月上旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□1割負担 次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同一世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。※該当すると思われる方へ、6月下旬に申請書を送付しましたので必ず申請してください。

※詳細は、東京いきいきネット HP へ

▶保険年金課 ☎042-460-9823

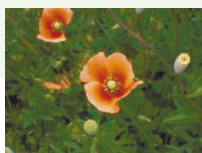
ナガミヒナゲシ(外来植物)にご注意を

ナガミヒナゲシは、他の植物の育成を妨げ、生態系などに影響を与える植物です。また、種子を多く拡散するため繁殖力が非常に強いのが特徴です。

自宅敷地内などで、ガーデニング

目的以外で繁殖しているのを見つけた場合は、種を付ける前に刈り取ったり、種が飛ばないように駆除するなど、ご協力をお願いします。

▶環境保全課 ☎042-438-4042



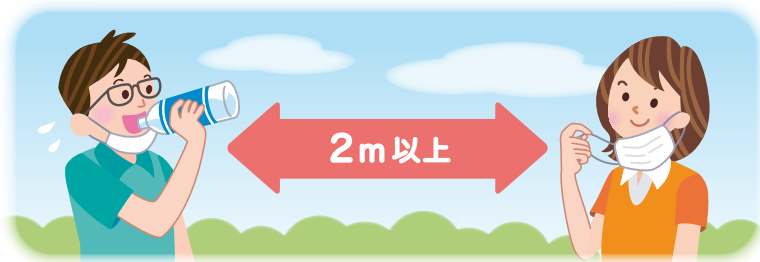
「社会を明るくする運動」～7月は強調月間です～

この運動は、法務省が主唱し、全ての国民が、犯罪の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今般の社会情勢を鑑み、例年7月に実施している「あいさつ運動」は中止しますが、安心安全なまちづくりに取り組む本運動へのご理解とご協力を引き続きお願いします。

▶地域共生課 ☎042-420-2807

健康ひろば



記入例

【はがき宛先】〒202-8555 市役所健康課

Aファミリー学級



Bはがき

「健康診査」申込
①氏名(ふりがな)
②住所
③生年月日
④電話番号
⑤申請理由
(保険変更・転入など)
※保険変更の場合は
資格取得日も記入

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や手洗い・手指消毒にご協力をお願いします。

▶健康課 保 042-438-4037			
事業名	日時/場所	対象/定員(申込順)	申込方法など
女性のための 腹筋・骨盤底筋エクササイズ講座 保育あり	7月15日(木)午前10時~11時 防災・保谷保健福祉総合センター3階	在住で18~64歳の女性(産後6カ月以上経過している方) 8人(1歳未満のお子さんも参加可)	7月12日(月)までに電話
出産準備クラス マタニティーズ 【赤ちゃんのお世話(抱っこ、おむつ替え、着替え、お風呂)の実習など】	7月30日(金)午前10時~11時10分 防災・保谷保健福祉総合センター2階	在住で妊娠22週から36週の妊婦(父親の参加可)/12組 ※市のファミリー学級に参加していない方優先	7月27日(火)までに電話
西東京しゃきしゃき体操パート2講座 【初心者大歓迎!足の筋力やバランス能力を向上させましょう!】	7月30日(金)午前10時~11時30分 田無総合福祉センター 8月3日(火)午前10時~11時30分 防災・保谷保健福祉総合センター3階	在住で立位がとれる方/10人	前日までに電話 ※7人以上で出張講座も実施します(平日の午前9時~午後5時、会場はご用意ください)。
栄養・食生活相談 【肥満や糖尿病などの生活習慣病予防の食事などについて管理栄養士による相談】	8月6日(金)午前9時~正午 田無総合福祉センター	在住の方/4人	8月3日(火)までに電話
運動ミニ講座 【健康運動指導士による、ウォーキングを効果的に行うための身体づくりと正しい姿勢で歩く方法】	8月6日(金)午前10時~11時30分 田無総合福祉センター	在住で、軽度の運動、階段の昇降に支障のない方/15人	8月3日(火)までに電話
ファミリー学級第5コース ~初めて父親・母親になる方のための教室~ 1日目:妊娠中の生活と健康 2日目:赤ちゃんのお世話について	1日目:8月6日(金)午前10時~11時30分 2日目:8月21日(土)(時間は個別通知) 防災・保谷保健福祉総合センター2階	在住で初めて父親・母親になる方/24組 対象出産予定月:11・12月 ※1日目は妊婦のみ	市 田 (右上QRコード 田) 申込期間:7月9日(金)~23日(祝)

▶教育支援課 田 042-420-2829			
事業名	日時/場所	対象/定員	申込方法など
ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談 【言語訓練士等による相談】	7月7日(水)午後1時30分~5時 教育支援課(田無第二庁舎4階)	5~12歳くらい 10人(1人15分程度)	7月1日(木)~6日(火) 午前9時~午後5時に電話

市内指定医療機関で
健診を受けよう!

健診のご案内

※年齢は令和4年3月31日時点です。

▶健康課 保 042-438-4021

- 受診の際は、各医療機関の感染予防策にご協力ください。
- 必ず医療機関に問い合わせを
健診を希望される方は、必ず受診前に、受診できる日程、時間などを医療機関にお問い合わせください。
※事前のお問い合わせがない場合、ご希望どおり受診できないことがあります。

【40歳以上の方】

□健診期間

7月1日(木)~12月20日(月)

受診券は次のとおり送付します。

誕生月	送付時期
4~9月	6月下旬
10~3月	7月下旬

■西東京市国民健康保険に加入の方(40~74歳)

対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で受診できます。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団健診の実施はありません。



■後期高齢者医療保険に加入の方および75歳の方

□受診方法

対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で受診できます。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

※4月2日以降に転入した方は要申込

■4月2日以降に保険の種類が変わった方(要申込)

対 40歳以上の①または②の方で、ほかに健診を受ける機会のない方

①4月2日以降に保険の種類が変わった方

②生活保護受給中または中国残留邦人などの支援給付世帯の方

申 12月10日(金)(消印有効)までに、次のいずれかの方法

①はがき(右上記入例回)

②窓口(防災・保谷保健福祉総合センター4階健康課・田無庁舎2階保険年金課)

■40~74歳の西東京市国民健康保険以外の医療保険に加入している方へ

特定健康診査は、加入している医療保険者(健保組合・共済組合・協会けんぽ・国保組合など)が実施しています。受診方法は、健康保険被保険者証に記載の保険者へお問い合わせください。

※受診券の契約取りまとめ機関名に「集合B」と記載があれば、市内の健診実施医療機関で受診することができます。

□受診期間

7月1日(木)~12月20日(月)

問 西東京市医師会

保 042-421-4328

里帰り先などで子どもの予防接種を受ける方へ

7月1日(木)以降、市外で定期予防接種を受ける場合、事前に申請をして予防接種を受けた方は、接種後に還付申請することで接種費用の一部または全部の助成を受けることができます。

対 在住で、①里帰り出産その他の事情により、一定期間市外に居住②長

期にわたり医療機関などに入院または入所③疾病などの事情により、市の指定する医療機関での予防接種が困難(かかりつけ医という理由のみは対象外)

※事前申請が必要です。

※詳細は、市 田 または下記へ

▶健康課 保 042-438-4021

休日診療

※健康保険証、診察代をお持ちください。

医科(受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください)

※発熱(1週間以内に発熱37.5度以上を含む)など、感冒様症状のある方は、お電話でお問い合わせください。

※感染拡大防止のため、鼻腔拭い液での検査(インフルエンザ検査等)はしていません。インフルエンザ等の疑いがある方については、臨床診断での対応となります。

診療時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後5時	午前10時~正午 午後1時~4時 午後5時~9時
4日	保谷厚生病院 栄町1-17-18 保 042-424-6640	みわ内科クリニック 下保谷4-12-2 メゾン泉1階 保 042-438-7188	休日診療所 中町1-1-5 保 042-424-3331 ※歯科診療は行っていません。 ※受付時間は、各診療終了時間の30分前まで
11日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ※小児科は午後5時まで 保 042-464-1511	はるクリニック 谷戸町3-23-1 K-flat1階 保 042-425-1178	

歯科(受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください)

受付時間	午前10時~午後4時		
4日	歯科吉岡医院 谷戸町3-26-2 保 042-421-8141	11日	浅野第三歯科診療所 芝久保町2-19-12 保 042-468-8714

電話相談

医療相談(西東京医師会) ※専門の医師が相談に応じます。

火曜日 午後1時30分~2時30分 保 042-438-1100
7月6日 小児科・アレルギー科 13日 消化器外科
20日 眼科 27日 整形外科

歯科相談(西東京市歯科医師会)

金曜日 午後0時30分~1時30分 ※23日(祝)を除く 保 042-466-2033

イベントNEWS もっと知ろう! 楽しもう!

JA保谷直売会 6周年イベント

7月6日(火) 午前9時～午後1時
JA東京みらい保谷支店農産物直売所
※売り切れ次第終了

新鮮野菜の販売と食品などのPR販売
※購入者にプレゼントを予定(数量限定)
※エコバッグ持参にご協力ください。
※車での来場はご遠慮ください。

問 JA東京みらい保谷支店
☎042-421-6479
▶産業振興課 ☎042-420-2820

先輩ママとお話する会

7月8日(木)
●午前9時15分～10時15分
●10時30分～11時30分
障害者総合支援センターフレンドリー

障害児の親が相談員となって、同じ立場から相談を受け、一緒に考えます。
対/定 就学前から高校生の障害児の保護者/各回1人

問/申 基幹相談支援センターえぼっく
☎042-452-0075
▶障害福祉課 ☎042-420-2805

新聞ブローチとエコキャップのマグネットミニ帽子を作ろう!

7月17日(土)
午後1時30分～3時30分
防災・保谷保健福祉総合センター2階

対/定 在住・在勤・在学で18歳以上の方/12人(申込順)

持 新聞紙のカラー広告紙面2枚・30cmの定規・エコキャップ2個・はさみ・筆記用具・お手拭きタオル・持ち帰り用袋
申 7月2日(金)午前11時から、電話・ファクス・メールで住所・氏名・年齢・電話番号を問へ

問 エコプラザ西東京 ☎042-421-8585・FAX042-421-8586・ecoplaza@city.nishitokyo.lg.jp
▶環境保全課 ☎042-438-4042

障害者サポーター養成講座(中級編)

7月24日(土) 午後2時
保谷障害者福祉センター

受講者には、障害者サポーターとして登録し、障害者支援などの活動をしていただきます。

※サポートリストバンドを贈呈
対 初級編をすでに受講している方
持 初級編でお渡ししたサポートバンドナまたはキーホルダー
申 前日までに電話で問へ
問 (福) さくらの園・カノン ☎042-452-7062
▶障害福祉課 ☎042-420-2804

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

7月27日(火) 午前10時～正午
住吉会館ルピナス

ファミリー・サポートは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)と預かる方(サポート会員)の相互援助活動です。

定 20人(申込順)
※同席の子どもを含む ※子どもがいる場合は保護者のもとで参加可
申 説明会前日の午後5時までに電話で問へ
問 ファミリー・サポート・センター事務局 ☎042-497-5079
▶子ども家庭支援センター ☎042-425-3303

シニア大学 単科講座(1期全5回) 自分でできる、カラダのゆがみ改善

7月28日(水)、8月4・11日(水)、9月1・8日(水)
午後2時～3時30分
住吉老人福祉センター

内 膝や腰の痛みにつながるゆがみを自分で正していく方法の理論と実技
対 在住の60歳以上で全日出席できる方
定 15人(申込多数は、初めての方を優先し抽選)

申 7月10日(出)(消印有効)までに、往復はがきで講座名・住所・氏名・年齢・電話番号・利用証(福祉会館・老人福祉センター)の有無を明記し、〒188-0011田無町5-5-12西東京市社会福祉協議会福祉支援課へ
※医師より運動制限の指示がある方は、相談のうえお申し込みください。
※結果は7月21日(水)から返信はがきで通知
※はがき1枚につき1人のみ
問 社会福祉協議会 ☎042-497-5136
▶高齢者支援課 ☎042-420-2811

せんてい 剪定枝のリサイクルにご協力を

市では剪定枝・草・落ち葉を回収しリサイクルしています。

□出し方
可燃ごみの収集日に長さ1m・太さ5cm以内を1回3束、3袋まで
※5束、5袋以上出る場合や5cmを超える場合は右記へご相談ください。
□注意点
●木材、木の箱などは収集不可(可燃ごみまたは粗大ごみへ)

●たばこの吸い殻、軍手、ビニールひも、紙類などを混入させない
●園芸業者などに依頼して出た剪定枝は処理費用を含めた契約を
●土砂類は回収不可(処理業者を紹介しします。)
▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

女性を狙った性犯罪などにご注意を

被害に遭わないように、日ごろから防犯意識を高めましょう。
□防犯対策
①明るく人通りの多い道路を通る
②携帯電話の操作などの「ながら歩き」をしない

③自宅に入るまで周囲を警戒
少しでも不安を感じたら、迷わず110番通報してください!
問 田無警察署 ☎042-467-0110
▶危機管理課 ☎042-438-4010

西東京市女性の働き方サポート推進事業 「ハンサムMamaプロジェクト」

子育てしながらの「理想の働き方実現」を目指しませんか? 子連れで楽しく学べる講座や同じ志をもつ仲間との交流できるプログラムを用意しています。プロジェクト詳細・お申込みは専用HPをご確認ください。
※オンライン講座はZoomを用いて開催します。参加には、各自通信機器とインターネットへの接続環境が必要です。

◆7月開催講座

内容	日時	場所・方法
交流講座-創業- ワンランクup! 楽しく学ぶ簡単写真術 定 15人	7月12日(月) 午前10時～11時30分	田無第二庁舎 3階
専門講座 脱ばんやり! 事業展開の「見える化」手法 定 20人	7月15日(木) 午前10時～午後0時30分	オンライン
交流プログラム 集まる力・つながる力 ハンサムママ交流会 定 15人	7月16日(金) 午前10時～11時30分	田無第二庁舎 3階

申 専用HPから
◆個別相談
専属コーディネーターが、子育てしながらの働き方や、起業・経営に関する相談に応じます。
申 専用HPから
◆ハンサム・ママフェスタ出店者募集
「商品開発」「販売」「接客」などのスキル向上を目指す方を募集します。
時・場 10月26日(火)午前10時～午後3時30分・アスタセンターコート
内 物販・ワークショップ・体験・サービス紹介など
対 出展をとおして①または②を目指す女性創業者
①商品開発・販売、サービススキルの向上
②自身の運営する教室やサロン、サービスの販路開拓
〈参加条件〉 次の3つのサポート講座への参加が必須
□サポート講座

内容	日時	場所・方法
講座 1 脱自己流! 売り場づくりは法則を知ると楽になる	9月3日(金) 午前10時～正午	オンライン
2 ディスカッションプログラム イベント出展の基礎とディスプレイ技術	9月3日(金) 午後1時～2時30分	オンライン
3 ディスカッションプログラム 目指せ! 売上UP! 接客・集客勉強会	9月30日(木) 午前10時～11時30分	田無第二庁舎 4階

※9月30日(木)の講座はオンライン開催になる場合があります。
¥1ブース(約90cm×120cm×(長机半分))1,000円
※1組につき2ブースまで申込可
申 7月15日(木)午後5時までに、専用HPから
▶産業振興課 ☎042-420-2819

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

自衛隊一般曹候補生募集(陸・海・空)
□応募資格 18歳以上33歳未満の方
□試験 1次: 9月18日(土)・19日(日)
※いずれか1日を指定されます
□受付期間 7月1日(木)～9月6日(月)
※詳細は問のHPへ
問 自衛隊西東京地域事務所 ☎042-463-1981

7月の薬湯 ～ハッカ湯～
□効能
疲れた肌を爽やかに引き締めます。
時 7月4日(日)
※小学生以下は入浴無料(保護者同伴)
場 庚申湯・松の湯・みどり湯・ゆパウザ
問 西東京市公衆浴場会
庚申湯 ☎042-465-0261

東京都子育て支援員研修(第2期)
内 保育や子育て支援分野で従事するうえで必要な知識や技能などの習得
□募集コース ①地域保育コース ②地域子育て支援コース ③放課後児童コース ④社会的養護コース
申 7月1日(木)～15日(木)(書留・必着)
※詳細は問へ
□募集要項 問のHPから入手可能
※7月1日(木)から、田無第二庁舎2階保育課、防災・保谷保健福祉センター1階市民課でも配布(配布数に限りあり)
問 ①…(公財)東京都福祉保健財団(HPあり) ☎03-3344-8533
②～④…(株)東京リーガルマインド(HPあり) ☎03-5913-6225
そのほか研修全般…東京都福祉保健局 少子社会対策部計画課 ☎03-5320-4121

J:COMチャンネル 西東京市PR親善大使 JUN SKY WALKER(S)のライブを放送します
バンドのメジャーデビュー日であり日本記念日協会認定の「JUN SKY WALKER(S)の日」である5月21日にライブが開催されました。
ジュンスカとしては2年ぶりであるライブの模様を、J:COMチャンネルで放送します。バンドゆかりの街西東京市で認定式をおこなった「JUN SKY WALKER(S)の日」についてのメンバーからのメッセージもご紹介しします。
時 ●J:COMチャンネル: 7月3日(土)午後8時
●J:COMテレビ: 24日(土)午後10時30分
※詳細は問のHP
問 (株)ジェイコム東京 ☎042-427-0727 ※(火)・(水)を除く

新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金の申請受付

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、これ以上の特例貸付を利用できない世帯に対し最大で3カ月間支援金を支給します。

■ 8月31日(火) (必着) までに必要書類を下記へ郵送
 □ 郵送先 〒188-8666市役所地域共生課生活困窮者自立支援金担当
 場 イングビル

※詳細は市 ☎ または下記へお問い合わせください。
 ▶ 地域共生課生活困窮者自立支援金担当専用ダイヤル ☎ 042-452-7680

対象・要件など	社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を、既に終了している世帯、8月までに終了する世帯、不決定となった世帯または相談したが申込できなかった世帯で、かつ世帯の収入・預貯金が下記の基準額以下である方		
	世帯区分	月の収入	預貯金
	1人世帯	13万7,700円	50万4,000円
	2人世帯	19万4,000円	78万円
	3人世帯	24万1,800円	100万円
	4人世帯	28万3,800円	
5人世帯	32万4,800円		

また、ハローワークに求職の申込をし、一定の求職活動を行う必要があります(生活保護申請中の方を除く)。

□ 支給額(月額) ● 1人世帯…6万円 ● 2人世帯…8万円 ● 3人以上世帯…10万円

子育て世帯生活支援特別給付金(その他の子育て世帯分)を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対 令和3年度住民税均等割が非課税の方で、令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている方 ※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方は対象外 ※申請不要(対象の方には、案内を送付)

□ 支給日 7月29日(木)
 □ 支給額 児童1人につき5万円
 ※今後、次の方についても支給を予定

平成15年4月2日～令和4年2月28日に出生した児童(障害児については20歳未満の児童)を養育する方で次の①・②のいずれかに該当する方

① 令和3年度住民税均等割が非課税の方
 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、1年間の年収見込額が非課税相当と見なされる世帯の主たる生計維持者

※申込方法など詳細は決まり次第市報・市 ☎ などでお知らせ
 ▶ 子育て支援課 ☎ 042-460-9840

熱中症に注意しましょう ～ 熱中症予防 と 新しい生活様式 の両立を～

引き続き新型コロナウイルス感染症への対策が必要とされていますが、気温が高い状況でのマスクの着用などにより、熱中症リスクが高まります。感染拡大防止を意識しながら、熱中症にも気を付けて過ごしましょう。

熱中症予防のポイント

- 外出時は涼しい服装、日傘や帽子の活用などで暑さを避けましょう。
- こまめな水分補給をしましょう。汗をかいたら塩分も忘れずに。
- 人と十分な距離をとれる場合は、マスクを外して休憩を。マスク着用時は負荷のかかる運動などは控えましょう。
- 体温測定や健康チェックなど、日頃の健康管理をしましょう。



夏に多発する事故に注意

- 夏は、暑さによる事故や水の事故などが多発する時期です。次の点に注意して、楽しく安全に過ごしましょう。
- 暑いのを我慢せずにエアコンや扇風機を上手に使用する。
- 車内は高温になるので、短時間で子どもだけにしない。
- 水遊びをする際は、子どもから目を離さない。
- 天候不良時は遊泳や川岸などで行うレジャーを中止する。

☎ 西東京消防署 ☎ 042-421-0119
 ▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

フレイル(虚弱状態)に気を付けましょう

年齢を重ねて、心身の活力(筋力・認知機能・社会とのつながりなど)が低下した状態をフレイルといいます。外出を控える中で、生活不活発となりフレイル状態になっていないでしょうか。

フレイルチェックを受けてみよう! (初めての方対象)

フレイルチェックでは、ご自身のフレイルの兆候を確認することができます。6カ月ごとに開催してします。定期的に受け、からだやこころの状態の変化を知ることが大切です。

時/場 下表参照
 対 在住のおおむね65歳以上で、フレイルチェックを受けたことのない方
 定 各10人(申込順)
 申 7月2日(金)午前9時から、電話で希望の会場・住所・氏名・年齢・電話番号を下記へ
 ▶ 高齢者支援課 ☎ 042-420-2812



会場	日程	時間	対象地域
新町福祉会館	① 7月13日(火)	午後2時～3時30分	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見
	② 1月11日(火)		
西原総合教育施設	① 7月21日(水)		緑町・谷戸町・ひばりが丘・西原町・芝久保町
	② 1月26日(水)		
下保谷福祉会館	① 9月14日(火)		ひばりが丘北・北町・栄町・下保谷・東町・中町・富士町
	② 3月8日(火)		
住吉老人福祉センター(住吉会館ルビナス内)	① 9月15日(水)		北原町・泉町・住吉町・田無町・保谷町
	② 3月16日(水)		

※次回の募集は9月1日号に掲載予定

フレイル予防のための「元気アップ講座」

いつまでも元気で過ごすための3つの秘訣について実践しながら学びます。フレイル予防の要素が満載のおすすめの講座です。

時/場 下表参照
 対 在住の満65歳以上で運動可能なおおむね全日程受講できる方
 定 1回150円

申 各申込期限(必着)までに電話・はがき・メールで件名「元気アップ講座」住所・氏名・年齢・電話番号・希望のコースを〒188-8666市役所高齢者支援課へ

※申込多数は抽選、結果は通知
 ※オンライン講座はネット環境のあるご自身のタブレットやパソコンなどを利用し、ご自宅などでの参加となります。

▶ 高齢者支援課 ☎ 042-420-2811・✉ f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

フレイル予防のための実践講座「元気アップ講座」日程

コース	会場	日程	時間	申込期限
1	住吉老人福祉センター	7月28日～8月25日の毎週(水) および9月22日(水)	午前10時～11時	7月15日(木)
2	URひばりが丘南集会所	8月27日～9月24日の毎週(金) および10月22日(金)		7月30日(金)
3	田無総合福祉センター	9月7日(火)・14日(火)・22日(水)・28日(火)・10月5日(火)・11月2日(火)		7月15日(木)
4	新町福祉会館	7月29日～8月26日の毎週(木) および9月30日(木)		7月15日(木)
5	柳沢公民館	8月16日(月)・24日(火)・30日(月)・9月6日(月)・13日(月)・10月18日(月)		7月30日(金)
6	下保谷福祉会館	8月24日～9月21日の毎週(火) および10月19日(火)		
7	けやきさろん(西原総合教育施設)	8月20日～9月17日の毎週(金) および10月15日(金)		
8	オンライン	8月16日(月)・8月18日～9月15日の毎週(水) および10月13日(水)		

日本語ボランティア入門講座

西東京市に暮らす日本人と外国籍市民が互いの文化などの違いを理解しながら暮らせるよう、外国籍市民の日本語学習を支援する日本語ボランティアの入門講座を開催します。

① 公開講座「多文化共生社会と地域日本語教育」

日本に暮らす外国人をとりまく状況や地域の日本語学習支援がどのように行われているか、知ってみませんか。
 時 8月4日(水)午後2時～4時
 場 コール田無
 定 40人(先着)
 講 野山広さん(国立国語研究所)
 ※当日、直接会場へ

□ 講座の日程 時 午後2時～4時

日程	会場	内容(予定)
① 8月4日(水)	コール田無	多文化共生社会と地域日本語教育
② 8月18日(水)		西東京市に見る支援体制・市民活動
③ 8月26日(水)		異文化コミュニケーションワークショップ
④ 9月1日(水)	コール田無	日本語ボランティアの活動(1) 成人が日本語を学ぶとき
⑤ 9月8日(水)		日本語ボランティアの活動(2) 成人が日本語を学ぶとき
⑥ 9月15日(水)		法的地位と背景
⑦ 9月22日(水)	各日本語教室	日本語ボランティアの活動(3) 外国につながる子どもが日本語を学ぶとは
9月22日(水)～10月5日(水)		日本語教室での見学・体験
⑧ 10月7日(水)	コール田無	日本語教室見学のふりかえり、まとめ、今後の活動に向けて

対 ① 外国籍市民への支援活動に関心があり、講座修了後の活動が可能な方
 ② 全8回の講座のうち、6回以上出席できる方

定 20人(申込者多数の場合は抽選)
 申 8月4日(水)に行う公開講座終了後に、説明会および受講申込の受付を行います。
 □ 共催 NPO法人西東京市多文化共生センター(NIMIC)
 ▶ 文化振興課 ☎ 042-420-2817